

大切な想い。つながる未来。

相続定期貯金

取扱期間

令和8年3月2日(月)～令和9年2月26日(金)

スーパー定期貯金または大口定期貯金

金融機関(当JAまたは他金融機関のどちらでも可)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した金額をお預けいただける個人の方が対象です。

1年 年 0.8% (税引後 年0.637%) 3年 年 1.0% (税引後 年0.796%)

(お預け入れ金額)

お一人様あたり100万円以上で、相続により取得した金額の範囲内になります。また、相続により取得した不動産や、株式等有価証券の換金代金もお預け入れいただけます。

お手続きで必要となるもの

- ①ご本人様を確認できる書類
 - ②お届け印
 - ③お預け入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる資料
 - ④遺産分割協議書の写し
 - ⑤金融機関に提出した依頼書等の写し
 - ⑥「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」
 - ⑦「遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのものの写し)および「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し)」
- 当JAで相続手続きをされた方…①+②+③
●他金融機関で相続手続きをされた方…①+②+(③～⑦)のいずれか1つ

※新規預入に限ります。 ※自動継続のみのお取扱いとなります。 ※預入媒体は定期貯金通帳・総合口座通帳(通帳レス含む)となります。
※本商品は、利用分量配当金の対象外となっております。 ※金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。
※すでに当JAにお預け入れの相続人名義の貯金(相続によらない貯金)でのお預け入れはできません。

詳しくは最寄りの支所店窓口・総合相談担当者へおたずねください。またはホームページをご覧ください。